

福岡県化学肥料低減対策事業費補助金交付要綱

(制 定 令和4年10月14日 4経技第3163号)

(一部改正 令和4年11月1日 4経技第3163号-2)

(一部改正 令和5年4月3日 4経技第3163号-3)

(趣旨)

第1条 知事は、肥料価格が高騰する中、ワンヘルスの推進につながる化学肥料の使用量低減に取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じ、農業経営への影響を緩和するため、別表に掲げる事業に要する経費について、福岡県肥料コスト低減推進協議会（以下、「県協議会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第2条 補助の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3条 県協議会の長（以下、「県協議会長」という。）は、別表の事業名の欄に掲げる1から2への経費の流用をしてはならない。

(事業実施計画の承認)

第4条 補助金の交付を受けようとする県協議会長は、福岡県化学肥料低減対策事業実施計画承認申請書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、提出された実施計画書の内容が適正と認められるときは、計画の承認を行いその旨を県協議会長に通知するものとする。

3 事業の実施計画の重要な変更については、前2項に準じて行うものとする。

なお、「事業の実施計画の重要な変更」とは、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする県協議会長は、福岡県化学肥料低減対策事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を県協議会長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた県協議会長は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(申請内容の変更承認等)

第8条 県協議会長は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県化学肥料低減対策事業費補助金変更交付申請書(様式第4号。以下「変更交付申請書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 県協議会長は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、福岡県化学肥料低減対策事業中止(廃止)申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第10条 県協議会長は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県化学肥料低減対策事業費補助金概算払請求書(様式第7号。以下「概算払請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(状況報告)

第11条 地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により事業主体が交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、県協議会長は、その理由を明記した福岡県化学肥料低減対策事業費補助金交付決定前着手届(様式第8号)を知事に提出し、協議しなければならない。

この場合において県協議会長は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

2 県協議会長は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、福岡県化学肥料低減対策事業遂行状況報告書(様式第9号)を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

(補助事業が完了しない場合の手続き等)

第12条 県協議会長は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事

に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 県協議会長は、福岡県化学肥料低減対策事業実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）を補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(成果報告書)

第14条 県協議会長は令和6年12月末日までに、福岡県化学肥料低減対策事業成果報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第15条 この要綱の規定により県協議会長が知事に提出する書類は1部とする。

(関係書類の整備)

第16条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は令和4年10月14日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は令和5年4月3日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別表(第2条関係)

区分	補助金交付の対象となる経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 化学肥料低減対策事業	<p>肥料価格高騰対策事業実施要領第3の規定に基づく取組実施者に対する補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組実施者に対する補助金の額は、以下のとおりとする。 補助金の額 = (当年の肥料費 - 前年の肥料費) × 0.15 前年の肥料費 = 当年の肥料費 ÷ 高騰率 ÷ 0.9 当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年3月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。 高騰率は、肥料価格高騰対策事業実施要領に基づき国が別途定める 	定額	2から1への経費の流用(2の30%を超える流用)	<p>1 交付される補助金の30%を超える増減</p> <p>2 計画の取り下げ</p>
2 化学肥料低減対策推進事業	1の事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務等に要する経費	定額		